

令和元年12月17日

1. 出席議員

1番	中島	信二	13番	大坪	久美子
2番	高山	正信	14番	寺尾	高良
3番	青木	勉	15番	栗原	吉平
4番	川口	堅志	16番	三角	真弓
5番	橋本	正敏	17番	森	茂生
6番	田中	栄一	18番	栗山	徹雄
7番	堤	康幸	19番	井上	賢治
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
9番	石橋	義博	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一
12番	服部	良一			

2. 欠席議員

10番 牛島 孝之

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 坂井 明子
事務局 参事兼次長 秋山 勲
主 任 信國 美保子
書 記 中園 弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市長	松崎	賢明
副	市長	鎌田	久義
教	育長	橋本	吉史
総	務部長	原	亮一
企	画部長	石井	稔郎
市	民部長	松尾	一秋
健	康福祉部長	白坂	正彦
建	設経済部長	松延	久良
総	務課長	野田	勝広
人	事課長	牛島	新五
財	政課長	田中	和己
地	域振興課長	平	武文
市	民課長	山口	幸彦
環	境課長	牛島	憲治
健	康推進課長	橋爪	美栄子
介	護長寿課長	橋本	妙子
商	工・企業誘致課長	仁賀木	大助
上	下水道局長	溝上	啓之
人	権・同和教育課長	坂田	智子
黒	木支所長	月足	稔
立	花支所長	中島	強
上	陽支所長	大坪	公治
矢	部支所長	木田	博徳
星	野支所長	向	智宏

議事日程第6号

令和元年12月17日（火） 開議 午前10時

日 程

- 第1 委員長報告
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
- 第2 議案上程・説明
- 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決

本日の会議に付した事件

第1 委員長報告

議案第80号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第123号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第5号）

第2 議案上程・説明

第3 議案審議

報告第12号 専決処分について（事故による損害賠償）

議案第126号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第127号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第128号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第129号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第6号）

議案第130号 令和元年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）

議案第131号 令和元年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）

議案第132号 令和元年度八女市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第133号 令和元年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

議案第134号 令和元年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第135号 令和元年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

おはようございます。12月定例会最終日でございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

お知らせいたします。委員長報告書、追加議案、提案理由書をタブレットに配信いたしておりますので、御了承願ひます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書きの規定により、タブレットに配信いたしておりますので、御了承願ひます。

日程第1 委員長報告

○議長（角田恵一君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案第80号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました議案第80号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、審査いたしました概要及び結果について御報告申し上げます。

本案は、機構改革、簡易水道事業の水道事業への統合並びに下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定を適用することに伴い、各部の業務を改めようとするものであります。

機構改革に伴う主たる改正内容といたしましては、本市における人口減少対策としての移住・定住の促進、就業の場の拡大といった各施策をさらに効果的に推進していくため、住宅に関すること、商工業に関すること及び労政に関することについて建設経済部から企画部へ移管するものであります。

また、市民の健康増進を目的とし、医療と健康と介護とのより一層の連携による横断的な組織を形成し、あわせて市民目線からの関連部門の集約によるワンストップサービスの提供による利便性の向上を目的とし、国民健康保険、後期高齢者医療及び公費医療に関することを市民部から健康福祉部へ移管するものであります。

質疑に入り、支所体制を現在の課体制から係体制に変更する目的はとの問いに対し、支所においては、業務が多岐にわたり、課や係を設置しているが、課や係ごとの職員数は少数と

なっており、限られた人員の組織体制の中で、会議や研修等ため出張で職場を外すことも多いため、そこで課を廃止し、係を統合することで柔軟な組織体制が構築され、迅速に対応できる職員をふやすことで住民サービスの向上につなげていきたいとの回答がありました。

また、これまで以上に支所長の権限が拡大し、支所内の係員の人員配置については、支所長のマネジメントにより、課の枠に捉われない時季による業務量に応じた柔軟な組織対応が可能になり、迅速に住民サービスを提供できる体制を組むことができるとの回答がありました。

次に、これまでの支所課長と新たな支所次長の役割の違いは何かとの問いに対し、支所の課を廃止するため、支所課長職も配置ができなくなるが、これまでの支所課長が担ってきた業務や役割等を考慮すると、支所課長にかわる職の設定が必要となるため、新たに支所次長を置き、支所長が議会や対外的な対応が主体となることに対し、支所次長は、支所長を補佐し、支所内の重要案件を担当することや、支所内の調整的な役割も多く、本庁の各課との連携を踏まえ、支所内の各係へ指示等を行うことが主体的となるとの回答がありました。

次に、各支所の土木技術職を集約し、第一整備室及び第二整備室を設置することにより、災害時の各支所管内への迅速な初期対応が疎かにならないかとの問いに対し、災害警報時の配備等については、整備室に集約した土木技術職の職員をあらかじめ各支所に分散して配置する予定であり、災害時の初期対応については万全を期していきたいとの回答がありました。

次に、支所に保健師を配置する考えはないかとの問いに対し、保健師の配置について検討しているとの回答がありました。

次に、上下水道部門が本庁と黒木支所にあり、決裁について混乱しないかとの問いに対し、決裁については現在と変わることはなく、混乱が生じることはないと考えているとの回答がありました。

質疑後の討論では、各支所に適正な人員を配置し、いつでも相談できる体制を構築できるのか不安がある旨での反対討論がありました。また、第一整備室及び第二整備室が建設経済部の直轄となっており、支所長の意見が反映されるのか疑問があるとの反対討論がありました。

以上が審査の概要であり、当委員会での議論を踏まえ、今回、機構改革を行うことについて、採決の結果、当委員会といたしましては、賛成少数で原案を認めないことに決しました。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

○16番（三角真弓君）

今の委員長報告では、最終的に否決という結論が出ておりますけれども、いろいろとその正当性が書かれております。いろんな討論がなされた上での否決だと思いますけれども、何が一番多かったのでしょうか。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

八女市行政組織条例の一部を改正する条例の改正の内容については、具体的に改正部分への反対意見は出されておられません。しかしながら、議案資料により示された、市長が定める行政組織等において規定されることとなる課等の配置の中で、特に支所の機構の変更については、市民サービスに直結する問題でありまして、やはり総務常任委員会において、各委員は市民への説明責任を果たすべき立場に立っておられまして議論されたと思います。その結果、機構改革の内容が機構等について丁寧な説明が不足しているのじゃないかという理由で今回の決定になったと判断されるものでございます。

○16番（三角真弓君）

開会初日の11月27日に、全員協議会で新しい八女市の機構案が説明をされました。この機構も含めて委員会では議論されたのでしょうか。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

機構改革案を特にその都度、話し合ったわけではございませんが、9日の総務委員会のときに、全て出された問題を整理したということでございます。

○16番（三角真弓君）

いろいろ委員長報告ございました。内容は理解はできるものの、多数ございます。最終的に委員会の中で、今回、各支所の人的配置の件は答弁できるかできないかわかりませんが、今のそれぞれの支所の人員が新しい機構になった場合、各支所の人員を合わせた数が、それぞれの支所の数が新しい機構によってふえるのか減るのかという議論もなされたのでしょうか。そして、なされたのであれば、どういう結論だったのか、お尋ねします。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

今回の機構改革においては、委員長報告にもありましたように、第一整備室、それから第二整備室に関する部分というのは、支所事務を移行するという、つまり支所からの人員を移行する、減らすということになると思いますけれども、そのほかはおおむね変わりなく、そもそも今回の議案というのは、支所の職員を減らすことが目的ではないと思っております。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

お知らせいたします。初めに、本案について賛成者からの発言を許可いたします。ありませんか。

反対の方の討論を許します。

○12番（服部良一君）

私は議案第80号の原案、もちろん全て反対というわけじゃありませんが、支所体制について反対の立場で討論をいたします。

八女市はこれだけ広い面積の、しかも山合いの数、専門でいえば、迫の数が非常に多いこの八女市の中で、それぞれ山合い、それぞれの営みがあるわけで、それは本庁からほど遠いわけですね。それはやっぱり本庁からの目は届かない。やっぱり支所機能でないといけない。何がどこにあり、どこを補強し、誰と交渉した方がいいのか、そこに住んでいる方はどんなことにお困りになっているのか、本庁からおわかりにはなりづらいんじゃないかと私は思うわけであります。

やはり、支所は地元に着するケースも多く、場合によっては非常に苦言を言われることもある。それを理解していただくには、その方をよく知っておく。その地域の歴史とかも営みも、全てそういうことをいつも接している課があつてこそ、そしてそこで指揮をとっている課長さんたちがいるからこそ、その地域の人たちの苦言あるいは悩み事、そういったことも聞き入れられる現在の体制ではないかと思えます。

しかし、今の現在でも、その支所機能が十分であるかといえば、そうではないんです。やはり少ない人数の中で一生懸命やっていたらいます。しかしながら、それでも地域の方のサービスにお応えするべく職員の方々はやっているということです。その問題の原点は古くから成り行きなども知っておかねばなりません。住民の方々の納得することもできないかもしれない、成立することも成立しなくなることも考えられる。支所機能の低下という、低下ではないという委員会での説明もありましたが、やはり一般組織から考えると、常識的に課がなくなり係になるということは、一般からいえば低下になるんじゃないかと私は思うわけであります。

中央からいえば、中山間地域があり、その奥には山間部があり、その影響は今後どれほどのものなのか、一旦課がなくなり係ということになれば、もうそれはもとには戻らない。未来永劫、そのことを取り戻そうと思っても、なかなかそれはできるものではない。今回、仮にブレーキがかけられたとしても、それは機構改革はそのたび出せるケースも出てくる。しかし、係を課に戻そうなんて、これはもう無理な話であります。しかし、執行部側とすれば、改革案、それから修正案、いろんなことで、そのたび改革していくものはできると。私も社

会情勢とか財政のいろんな動きとか、そういうふうなことで、行政改革は、それはやぶさかじゃないわけです。地域全体、八女市全体のことを考えれば、機構改革はあるべきものだと思います。しかしながら、今回の支所機能の機構改革というのは、余りにも大幅過ぎると私は思うわけであります。

そういったことで、いろんな問題がありましたけれども、一番問題は課が係ということもありますが、その中で一番指揮をとっていた課長という方たち、本庁からいけば参事補佐になりましようけれども、その方たちは現在、支所に17名おられます。次長という立場につけられるということで、1人ずつつけられるとしても、12名はどこに行くんだという質問も私はいたしました。その12名は本庁に配属されるでしょうというお答えです。おかしいんです。支所は専門技術員をふやすというお答えをされる一方、一番の専門員である技術者の課長という、指揮をとっていた方を本庁へ異動ということになれば、充実する、機能をアップするというようなお答えは非常にそこに疑問符がつくわけであります。

また、次長を置かれるということについて、現在、例えば、黒木は4課あって、4専門といってもいい人たち、技術者がおられます。農林関係、建設関係、それから福祉関係、事務関係、専門の課長さんたちがおられますが、どの方を次長に置かれるんですか。例えば、福祉関係の……

○議長（角田恵一君）

服部議員に申し上げます。7分に近づいておりますので、まとめてください。

○12番（服部良一君）続

はい、わかりました。

置かれるということになれば、ほかの委員が減ることになります。したがって、この改革は課含め、課長の異動も含め、非常に問題ありと私は判断をし、今回の議案第80号に対して、反対の意を唱え、討論いたします。

以上です。

○議長（角田恵一君）

賛成の立場で討論される方おられますか。

○9番（石橋義博君）

この組織におけるシステムづくり、これはこれまでの大きな災害について、大胆かつ迅速に対応するというようなことで改革がなされているというふうに聞いております。私は、この未曾有の大災害、あちこちであっておりますので、それに対応するべき組織づくりは必要かという思いで賛成の立場で討論いたします。

ただ、若干、拙速過ぎかなと、説明時間が足りなかったかなという思いはありますけれども、行政からのそういう思いが、私もそれに賛成であるという立場で討論いたします。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

反対の立場の討論をお願いします。

○13番（大坪久美子君）

私は議案第80号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

服部議員の討論と重なるかもしれませんが、東部が抱える問題は西部以上に多岐にわたっております。何か起きる直前とか起きた後に集まって話し合っても遅かりしと思うのであります。平時のうちに現場をしっかりと回り、住民の声を聞き、そして心を寄せることこそ大事なことでないでしょうか。この条例の文面だけを見れば、何も反対する理由はないのですが、その後に出される組織・機構の見直し案を見れば不安が残ります。支所に在住する職員数が減ることは明らかです。

これにより議案第80号には反対とさせていただきます。

○議長（角田恵一君）

賛成の立場の討論ありませんか。

○6番（田中栄一君）

私は議案第80号について、賛成の立場から討論を行います。

今回、提案されています行政組織の改正に当たりましては、各部の分掌事務を市民に、よりわかりやすいように整理統合されていること、また、災害が多発する東部地域の復旧、復興体制の充実などに配慮されていることを認めるものです。

なお、課、係の新設改廃につきましては、八女市行政組織規則に基づく市長の専権事項であり、議会が意見を申し述べることは専権事項を脅かすものでありまして、不可侵であるべきと私は考えております。

ただ、平成27年度からの八女市定員適正化計画に基づき、職員数が削減された中で、本庁においては2課13係が新設されることで業務の細分化が進み、単位課、係の職員数が少数となることで業務への支障が懸念されることや、本庁への職員集約によって支所を利用される市民の利便性が損なわれることなどを危惧しておりますので、市長におかれましては配慮いただきますようお願いして、私の賛成討論を終わります。

○17番（森 茂生君）

議案第80号について、反対の立場で討論を行います。

八女市の周辺部は、保育所がなくなり、学校も閉校となり、昨年度は農協の支店も閉鎖され、多くの個人商店も閉店が続き、随分と寂しくなっているのが現状ではないでしょうか。合併当初は黒木総合支所でした。その後、総合という言葉がなくなり、黒木支所になりました。

た。それに伴い支所長は部長クラスから課長クラスになっております。また、各支所に配置されておりました保健師もいつの間にか本庁に集約され、支所で相談できなくなったという声が聞こえてまいります。合併当初からすれば、支所の職員が大幅に減り、活気がなくなり、寂しいような雰囲気が漂っているのが実情ではないでしょうか。

今度の機構改革は、支所機能の低下を招くことはないと説明はされておりますけれども、どう見ても支所の機能が低下するような気がしてなりません。

以上の理由により、私は本議案第80号に反対をするものです。以上です。

○16番（三角真弓君）

議案第80号に対して反対をいたします。

条例そのものの反対とまでは言いませんが、条例が可決されれば、新機構での組織の運営となることが危惧されます。明年は合併10年となります。平成24年度の北部豪雨災害後、完全に安心と言える地域社会になっているのでしょうか。本年もお一人の方が大雨でお亡くなりになっております。各支所の機能を強め、人的配置をふやしてほしいということは私も個人的に一般質問で訴えてまいりましたけれども、それは実行に移されておられません。限界集落を抱える各支所が、現在、合併当時より約8,000人近い人口減となっております。そこに住む高齢者の方々、お一人お一人の暮らし、老老介護の方々等、交通手段や買い物難民等々、住みなれた地域で安心して暮らすことができる、この地域包括ケアシステムづくりが、まだ道半ばとしか言えません。そういう中で、今後続くであろう想定外の災害が起こった場合、今の八女市で果たして安心・安全な暮らし、そしてまた、その災害に対する対応ができていくのでしょうか。

また、本庁の職員の方々も仕事の1カ所集中や専門職の職員の方々の1カ所集中による多忙な任務は、その均衡が保たれているのか、大変に危惧をいたしております。

基幹産業の農業、林業の現状は、喫緊の課題であり、子どもを取り巻く環境もまだまだ厳しいと思われまます。

議会として、人事に対してどこまで意見できるのかは定かではありませんが、そのことが住民へのサービスに直接かかわってきます。旧八女市の10倍以上広い旧町村です。ワンチームとなって一つの八女市をつくるべきだと思います。議会、行政は、市民の皆様のしもべだと個人的には実感をいたしております。誰一人も置き去りにしないという本市の組織の構築とはなかなか思いません。

このような理由で、この議案に対しましては反対をさせていただきます。

以上です。

○20番（川口誠二君）

私は議案第80号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場

で討論を行います。

まず、委員長報告にございました条例の中身については余り議論していない。今回は、反対の意見を聞いてみますと、いわゆる支所機能の低下というようなことで懸念をされているから反対だと言われております。これは条例改正と全く関係ないことであって、仮にこの条例が否決されても、市長の専権事項で組織の見直しはできるわけです。ですから、そのことに対しては議会としても当然責任を負うべきであって、住民サービスが低下をしないような形で要望するというので私は執行部に強く意見を申して、この条例について賛成の討論を行いたいと思います。

以上です。

○8番（高橋信広君）

私は議案第80号について賛成の立場で討論を行います。

委員会の結論に対しては、大変重く受けとめておりますが、熟慮を重ねた上で賛成いたします。

第1の理由として、令和2年度機構改革の基本方針として示されている行財政改革の推進と並行して目標実現のための施策を実行するという考えは効率的で効果が期待できること。第2の理由は、本庁と各支所のバランスを重視した上で、選択と集中により効率化を図る一方、必要な部分は二極集中による機能強化の考えが示されていること。第3の理由として、より一層の市民サービスの向上を目指していることが十分酌み取れること。

以上の理由で議案第80号には賛成いたしますが、今後、最も重要な人員配置が課題としてあり、適正・公正かつ合理的な人員配置を強く要望して、私の賛成討論とします。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

議案第80号について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の機構改革は、高齢者の方々の、介護福祉に関する相談窓口を集約したり、移住・定住のための窓口に来られた方のワンストップでのサービスの実現、このように市民目線でのサービス向上が主な目的とされております。支所機能についての不安があるということですが、本来、本所に課長、支所にも課長がございましたが、市民の方にとって混同されやすく、なかなかわかりづらい機構であったように思われます。今回からはそれがなくなり、市民の目にもよくわかりやすい機構になるものと思われます。

縦割り行政とよく言われますけれども、この弊害が多い今にあって、係とすることによって、今まで複数課に行かなければならなかった、そういうことが今度は1つの窓口で済むようになり、市民の方にとっても利便性が高まるものになると思います。

また、支所の技術職員を集約することが懸念されておりますけれども、支所機能の低下に

これが直接つながるものとは思いません。近年の災害状況を見ますと、今まで数十年に一度、百年に一度と言われるような災害が頻繁に起こるようになってきております。このようなことを考えますと、より機能的に動ける体制をとることが大切であると思われまます。

それから、建設経済部に移管しますが、この支所長との連携は密に保たれるものと確信しております。

ただ、この条例改革案を説明する行政側の説明責任が100%果たしてられるものとは思いませんが、市民目線でのサービス向上を考慮しますと、いち早い実現が求められると思います。よって私は賛成の立場で討論します。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

お知らせいたします。本案に対する委員長の報告は否決であります。念のため申し添えます。これより採決を行います。委員長報告についてはなく、議案第80号そのものについて賛否の採決を行いますので、御注意願いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

議案第80号に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託されました議案第123号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（中島信二君）

皆さんおはようございます。予算審査特別委員会に付託されました議案第123号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第5号）の審査の結果及びその概要について報告をいたします。

本特別委員会は2回の全体会を開催し、各分科会委員長報告を受け、採決した結果、議案第123号を全員賛成で可決したことをまず御報告をいたします。

以下、各分科会から報告を受けた主な点を申し上げます。

まず、総務文教分科会でございます。

情報活用能力向上事業について、八女市では福島小学校が対象となっていること、2020年度からプログラミング教育が必修化となり、コンピューターを使いこなす力や、論理的思考力を育てることを目的に、プログラミング教育が行われることの報告がございました。また、福島小学校で行うモデルカリキュラムについては、八女市内で普及していくことの報告がございました。

次に、厚生分科会でございます。

地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金について、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金に1事業所、既存小規模高齢者施設等スプリンクラー整備等整備補助金に2事業所が補助予定であること、スプリンクラーについては、設置が義務づけられている事業所は全て完了しているとの報告がございました。

次に、建設経済分科会でございます。

飲料水改善事業について、上水道及び簡易水道などの計画給水区域外の居住者が対象で、飲料水供給施設の事業に要する経費、個人が行うボーリング工事及び浄水器設備などが補助対象であることの報告がございました。

中山間地域等直接支払制度事業費県交付金返還金について、収用事業で道路や河川用に買収したものなどを登記後に返還するものであり、返還は10集落で31筆となっていることの報告がございました。

住宅改修費補助金について、市民個人の住宅を市内の業者で改修する場合の補助制度で、八女市全域を対象とした事業であること、農業振興事業費補助金について、ビニールハウス等の施設と農業機械が主なものとなっており、要望として185件が上がっていることなどの報告がありました。

以上が各分科会から報告を受けた主な点でございます。

なお、全体会における討論はございませんでした。

冒頭申し上げましたとおり、議案第123号は採決の結果、全員賛成で可決であります。

議会におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げ、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より報告1件、議案10件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第12号から議案第135号まで計11件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の本会議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和元年第6回八女市議会定例会において、議案60件を御承認いただき、まことにありがとうございました。今定例議会にさらに報告1件及び議案10件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、報告第12号、八女市本で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、職務中における交通事故の損害賠償について地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、令和元年10月29日午前10時50分ごろ、環境課職員が運転するじんかい収集車が忠見地区を収集した際、牟田の農道交差点において右側から来た軽自動車に気づき、ブレーキをかけたが、軽自動車の左側後方に接触し、双方の車両が損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、損害賠償金として、八女市が71,500円を負担し、相手方が6,237円を負担することで示談を締結し、双方の負担額を相殺した上で、相手方に対して65,263円を支払いいたしました。

議案第126号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明

申し上げます。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえ、特別職の期末手当について、年間0.05月分の引き上げを行うものでございます。

なお、この改正に伴い、八女市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、議員の期末手当についても同様の引き上げとなるものでございます。

議案第127号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行を踏まえ、住居手当、勤勉手当の支給率及び給料表を改定するものでございます。

住居手当については支給対象となる家賃額の下限及び最高支給限度額をそれぞれ引き上げ、勤勉手当については年間で0.05月分の引き上げを行うものでございます。

あわせて、別表第1及び別表第2の給料表を改定しております。

なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日からの改定となる住居手当を除き、平成31年4月1日に遡及して適用することとしております。

次に、議案第128号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、八女市職員の給与に関する条例で定めている常勤職員に係る給料表を改定するに当たり、あわせて会計年度任用職員に係る給料表を改定するものでございます。

なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第129号から議案第135号についてでございます。

議案第129号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第6号）から議案第135号 令和元年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）まで一括して御説明申し上げます。

今回の補正は、特別職の給与等に関する条例及び八女市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく給与改定等による人件費の補正でございます。

一般会計外6会計で、人件費は26,102千円の増額となります。

歳入につきましては、一般会計は前年度繰越金、各特別会計は一般会計繰入金、水道事業会計は内部留保資金で調整を行っております。

それぞれの議案の最後に給与費明細書を掲載しておりますので、ごらんください。

以上で説明を終わります。議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおりに御承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（角田恵一君）

以上で議案の上程を終わります。

日程第3 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案審議を行います。

報告第12号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○16番（三角真弓君）

このじんかい収集車の事故は、前回も報告があっておりました。非常に大きな事故につながる可能性があると思いますので、今回、この事故に至った経過を、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○環境課長（牛島憲治君）

御説明申し上げます。

まずもって担当課長としまして、今回の事故に際しまして深くおわびを申し上げます。

詳細でございますが、場所につきましては、先ほど市長答弁にもございましたとおり、豊福内の土地改良事業を行っておるところでございます。双方とも一旦停止がない道路でございます。本公用車のほうが幅員的には大きいわけでございますが、双方とも一旦停車がございませんで、右から参りました市民の相手車両のほうが、そのままブレーキをかけずに通過をされまして、本公用車のほうが右から来た車両に気づきまして急ブレーキを踏んだところが、じんかい処理車、パッカー車でございますが、その左側のドアミラーに接触をいたしました。資料におきましては、別紙資料、12号の資料2ページ目をごらんいただきたいと思います。接触につきましては、本公用車が急ブレーキを踏んでおります。しかしながら、交差点に若干入った段階で急停車をいたしております。相手車両につきましては、ブレーキを踏まなく、そのまま通過したということで、相手車両の後部に接触をしたということでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

議会の招集のたびに、このような事故というのは必ず起こっております。あえて事故を起こそうと思って、そういう事故につながったのではないということは十分承知をしておりますけれども、やはりパッカー車の事故というのは、特に車が大きいですし、前回は庁舎内でバックをするときに事故が起こっております。こういうことを考えたときに、確かにこれが保険で適用になっていくでしょうけれども、その保険料というのはふえていくと思うんですね。人事課長にお尋ねしますけれども、事故を起こした、そういった職員に対して、そういう処分ですね、罰則規定というものはあるんでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

罰則と申しますか、こういった交通事故によって、公用車あるいは備品等に損害が出た場合についての罰則ということになるかと思えますけれども、そういったものにつきましては、過失であれば、法的に処分は問われないということになっておりますので、そういった意味での罰則はないものでございます。ただ、社会的な影響が大きい事故、人身事故でありましたり、相手に大けがをさせたような事故が発生した場合には、そういった意味での処分は必要になるかと考えておりますが、こういった物損については処分はできないものと考えているところでございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

関係部長にお尋ねいたしますけれども、今後このような事故に対しての指導、これは毎回議会でも出ておりますけれども、どのように強化されるのか、最後にお尋ねします。

○総務部長（原 亮一君）

お答えいたします。

まず、責任者といたしまして、議会のたび交通事故の事案を報告させていただいていることにおわびいたしたいと思えます。申しわけございませんでした。

私どもといたしましては、基本的に不注意、いわゆる意識の問題が要因だと判断しているところでございます。組織全体で緊張感を持って公用車の運転に当たる。そういう実践を行うために、朝礼時、各所属長が注意喚起を行うということで、具体的には私のほうで事故が起こるたびに、各職場を回って、朝礼等で再度、各職場に公用車を運転するとき慎重に対応する、そして緊張感を持って業務をするということを呼びかけて、そういう機運の向上を図っているところでございます。こういうことを粘り強く取り組んで、今後、防止につなげていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○16番（三角真弓君）

以上で終わります。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により、議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第126号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○8番（高橋信広君）

この議案についての最初に、特別職の具体的な職種、対象者、それと特別職の種類があるかどうか、あればどのような種類があるか、これについてお答えいただけますか。

○人事課長（牛島新五君）

まず、今回の条例改正で対象となる特別職でございますが、こちらは市長、副市長、教育長でございます。これに関連して、この条例を引用しております市議会議員の皆さん方も影響があるものでございます。

それから、特別職につきましては、常勤の特別職と非常勤の特別職というのがありまして、常勤の特別職につきましては、先ほど申しました市長、副市長、教育長でございます。そのほかに非常勤の特別職といたしまして、行政委員会、選挙管理委員会の委員でありますとか、市長の諮問機関の附属機関といいますけれども、さまざまな審議会や検討委員会などがございます。そういった方々の委員として任命される、委嘱される方も非常勤の特別職ということで位置づけられているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

非常勤と常勤と2つあるということですが、常勤の対価というのは給与という呼び方をされていると思うんですけども、片一方、私ども議員というのは報酬、この違いというのは、どういうことでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

基本的に常勤の職員につきましては給与、特別職につきましては非常勤の職員につきましてが報酬といった形で支給をされております。恐らくそういった形で議員報酬につきましても報酬という形が使われているのであろうと考えているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

それで、今回、福岡県の人事委員会勧告については、勤勉手当で配分するとなっておりますよね。八女市の先ほどありました特別職の給与に関する条例と、それから議員については、議員報酬及び費用弁償に関する条例と2つございます。そのうちの特別職の給与に関する条例の中には、第3条第2項の中には、特別職には一般職の職員の例によって期末手当を支給するとございます。

この例によってと非常に曖昧な言葉がありますけれども、基本的には給与、手当について

は、この一般職を適用するという考え方と思うんですけれども、この例によってというのは、具体的にどういうことをおっしゃっているんですか。

○人事課長（牛島新五君）

例によってというところなんですけれども、考え方といたしまして、給与に月数を掛けて期末手当を支給するという計算の仕方、この部分を例によってという形で捉えていると考えているところがございます。

○8番（高橋信広君）

今回の人事委員会の勧告については、一般職については、期末手当はこれは勤勉手当でということではっきり明示されておりますよね。勤勉手当ということになりますと、特別職には勤勉手当はございません。ということは、この議案については、すりかえたことになるんですけれども、これについてはどういう解釈でしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

期末手当につきましては、期末手当も含めて人事院勧告に準拠しての改正でございますけれども、国のほうの捉え方で、市町村の職員は一般職に関する勧告が出ているわけですが、一般職の中で国の国家公務員には指定職という職がございます。これは事務次官ですとか外局の局長ですとか、そういった方に適用される給与表なんですけれども、その指定職の勧告につきまして、期末手当の支給率というのが勧告として出されております。その支給率を国のほうは大臣とか、そういった特別職に適用させているというところがございます。各都道府県も含めてなんですけれども、こういったやり方がとられているところが多数でございます。八女市においてもそういった方式をとらせていただいているところがございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

そこは少し連動する、無理やりつけているような気がしますけれども、もう一つ、昨年ちょっとお願いしましたが、特別職の報酬等審議会というものがありますよね。基本的には月額であったり年収の部分を見直すというときに使われると思います。ただ、特に我々議員のほうは、手当という言葉は本来はないはずなんです。この中に期末手当というのは書いてありますが、やっぱり報酬は報酬として一本。そういう意味では、1円でも2円でも上がる下がるときは報酬審議会にかけていただきたいんですけれども、これについては昨年、幾つかの例を埼玉の話とかしましたけれども、一回調査するというをおっしゃいましたが、これについては部長のほうで調査いただいたでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

昨年、高橋議員のほうから埼玉県のある市について御提示をいただきました。そちら

について電話で問い合わせを行いましたところ——それを幾つか御報告したいと思います。

まず、さいたま市でございます。さいたま市は、政令市ということもございまして、人事委員会を持っているところでございます。こちらにつきましては、毎年10月に2回開催をして人事委員会勧告の内容をもとに審議をされているということでございまして、こちらは当然、おっしゃったとおり、期末手当の率についても審議をされているということでございました。

それから、和光市でございます。こちらは必要に応じて開催をするということで、最近はおおむね隔年開催とされているということでございます。そういうことですけれども、ことは未開催ということで、開催がない場合は、改定自体が行われていないということでございました。

そのほか、草加市、吉川市、熊谷市につきましては、毎年10月ないし11月に開催をされているということですが、事務局のほうで人勧どおりの改定を提案し、それで承認をされているということで、1回の会議で審議を終わっているということでございました。

また、蓮田市につきましては、こちらでも毎年1回人勧どおりでの承認をされていたということですが、平成26年に報酬等審議会の中で、ずっと人勧どおりだということもあって、以後は人勧どおりの改定とすべきということにされまして、以降この期末手当についての審議については行われていないということでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

いずれにせよ、やっておられるところはしっかりと期末手当も含めてやっておられると思うんですね。そのあたりはぜひ御検討いただければと思います。

もう一つお聞きしたいのは、この報酬審議会等、合併以来、1回か2回開催されていますか。

○人事課長（牛島新五君）

合併以後は開催されていないところでございます。

○8番（高橋信広君）

もう合併して10年になりますので、期末手当の考え方も含めて、それから特別職の報酬も含めて、ぜひ招集いただければ非常にありがたいと思いますので、お願い申し上げます。

○21番（松崎辰義君）

一、二点質問をさせていただきますけれども、この中に100分の167.5を100分の170に改めると書いてありますが、施行期日等の中の2番目には、100分の170とあるのは、100分の172.5とすると書いてあります。これはどういうことなのか、お願いします。

○人事課長（牛島新五君）

こちらにつきましては、今回の改定が0.05月、100分の5でございまして、ここの部分を12月に加えたところで支給するというところでございまして、この0.05月分を12月に支給するというところで計算をいたしますと100分の172.5となるということでございます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

きのう聞きに行って大体わかりましたけれども、なかなかこれだけでは私にはわかりづらいなと思ったからです。そして、1番のほうでは、令和元年12月1日から適用するとありますので、6月分は入らないのかなと思ったところではありますが、そうではないということはわかったんですが、何でこう思ったんだろうと思って、実は昨年のを見ますと、昨年は6月期、12月期を上げるときちゃんと書いてあります。そう書いてあると非常にわかりやすいんですが、本来そうすべきではなかったのかなと思うんですが、その点いかがですか。

○人事課長（牛島新五君）

先ほどのお話は附則の書き方のところであろうかと思いますが、私を感じたのは、昨年の附則も同じような書き方になっていたと思いますが、違っておりましたでしょうか。

○21番（松崎辰義君）

済みません、よく聞こえなかったので、もう一回。

○人事課長（牛島新五君）

今回の附則の部分で、適用日を12月1日として、特例措置を次の2項で記載をするというような書き方となっておりますが、こちらにつきましては、昨年の改正の附則においても、同じような書き方になっていたと言っておりますが、そのことについてということでしょうか。

○21番（松崎辰義君）

いや、昨年のを見ますと、書き方でしょうけれども、考え方もあったと思いますが、これは私だけなのかもしれませんけれども、12月1日と書いてあると、12月分だけなのかな。聞いたら6月分もということでしたので、昨年のを見ますと、6月期、12月期というふうにちゃんと書いてあるんですね。だから、本来そうするほうが、よりわかりやすかったんじゃないか、そうすべきだったんじゃないでしょうかと思っていますし、できればそういうふうに書いていただくと、見ただけでわかると思いますので、検討をお願いしたいと思います。

○人事課長（牛島新五君）

遡及をするのは12月までで、結局、6月分まで遡及するような形になっているのではないかと、その書きぶりを検討すべきではないかというお尋ねだと思います。そのあたりにつきましては、他市の状況なども見ながら、誤解がないようなやり方ができるよう

であれば、そのあたりは検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

特別職、いろいろあるようですが、我々に一番議員としては年間幾らぐらいの値上げになるのか、お願いします。

○人事課長（牛島新五君）

今回の改定で、一般の議員の方の差額といたしまして22,137円の増加となっております。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○8番（高橋信広君）

私は議案第126号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

一般職は人事委員会勧告によって客観的根拠が示されている中で、今回は勤勉手当として引き上げられておりますが、特別職については引き上げの根拠は示されておられません。

また、一般職に対しての勤勉手当の引き上げを勧告しているわけで、勤勉手当がない特別職を引き上げる理由はありません。

そして、特別職の給与、報酬に関して変更する場合は、第三者機関である特別職報酬等審議会に諮って決定すべきであり、現在の手続による決定方法では、市民の理解は得られないと考えます。

よって、私は引き上げる根拠と手続上の問題があるため、議案第126号に反対をいたします。早急に特別職報酬等審議会の開催など対策を講じていただくことを強く求めて、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（角田恵一君）

賛成の立場の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

反対の立場の討論をお願いします。

○21番（松崎辰義君）

私は議案第126号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

毎年、この値上げが出されるわけですけれども、ことしになって職員等の相次ぐ値上げがなされております。さらに、10月より消費税が10%に引き上げられました。その一方で、社会保障などは後退し、年金も年々目減りをしております。市民の暮らしはますます厳しいものとなっています。そんな中で、特別職の期末手当を上げることは、市民の理解を得られるものではないと思います。よって、この議案に反対の意を表明して討論を終わります。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第126号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第127号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第127号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第128号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。よって、議案第128号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第129号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第129号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第130号 令和元年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第130号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第131号 令和元年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第131号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第132号 令和元年度八女市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第132号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第133号 令和元年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とい

たします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第133号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第134号 令和元年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第134号は原案のとおり可決することに決しました。
議案第135号 令和元年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。
本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第135号は原案のとおり可決することに決しました。
以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和元年第6回八女市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 田 中 栄 一

八女市議会議員 三 角 真 弓